

(行政手続法第36条の3)  
(千葉県行政手続条例第35条の2)

## 「処分等の求め」申出書

\_\_\_\_\_ 様

住所又は居所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

( 連 絡 先 \_\_\_\_\_ )

No.	必要事項	記入欄
1	法律や条例などに違反する事実の内容	
2	違反事実の是正のためにされるべき処分又は行政指導の内容※	
3	No. 2 の処分又は行政指導の根拠となる法律や条例などの条項※	
4	No. 2 の処分又は行政指導がされるべきであると思う理由	
5	その他参考となる事項	

【注】・連絡先及びNo. 5を除き、欄外の下線部分及び必要事項の記入欄は漏れなく記載してください。

- ・申出内容を確認するために、提出先からの連絡が必要となる場合があります。連絡先は可能な限り記載してください。
- ・No. 5は該当する事項がある場合に記載してください。
- ・記入スペースが足りない場合は、「別紙に記載」等としてください。

※本制度の対象として、処分については法律又は条例のほか、法律に基づく命令や県の規則に根拠規定があるものも含まれますが、行政指導については個別の法律又は条例に根拠規定があるものに限られます。